岩手県監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、監査委員監査基準(令和2年岩手県監査委員告示第12号) に準拠して行った令和元年度の出納その他の事務の執行に係る財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月9日

 岩手県監査委員
 軽
 石
 義
 則

 岩手県監査委員
 神
 崎
 浩
 之

 岩手県監査委員
 帝
 沢
 剛

 岩手県監査委員
 沼
 田
 由
 子

1 監査対象団体、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象団体		所本の事状中を	
区分	名 称	監査の実施内容	監査の着眼点
	公益社団法人岩手県バス協会	監査対象団体で処理している事	財政的援助金の受入れは必要な時期に適
		務のうち、県の財政的援助に係る	正に行われているか、財政的援助金を他に
補助金、		収入、支出、契約、財産管理及び	流用し、若しくは不正に使用しているもの
交付金、		事業実施の各事務について、関係	又は使途の不明なものはないか、計画と実
負担金等		帳票及び証書類等を調査し監査を	施内容は相違していないか等に着眼して監
の財政的		行った。	査を行った。
援助を与	社会福祉法人岩手県社会福祉事	"	, n
えている	業団	"	"
団体	公益社団法人岩手県農畜産物価	n	"
	格安定基金協会		
	岩手県高等学校体育連盟	II.	II
	公益財団法人岩手県スポーツ振	監査対象団体で処理している事	収入及び支出の各事務は適正に行われて
	興事業団	務のうち、収入、支出、契約、財	いるか、基本財産はその目的に沿い最も確
		産管理及び団体運営の各事務につ	実かつ有利な方法により保管及び管理され
		いて、関係帳票及び証書類等を調	ているか、利益処分は適正に行われている
		査し監査を行った。	か等に着眼して監査を行った。
	公益財団法人いわて愛の健康づ	II	II .
山次1ヶ	くり財団		
出資して いる団体	社会福祉法人岩手県社会福祉事	II	II .
本面のい	業団		
	株式会社クリーントピアいわて	11	II
	公益社団法人岩手県農畜産物価	II	II .
	格安定基金協会		
	公益財団法人岩手県土木技術振	II	II .
	興協会		
	公益財団法人岩手県下水道公社	II .	II
公の施設	公益財団法人岩手県スポーツ振	監査対象団体で処理している事	基本協定書、年度協定書及び仕様書に基
の管理を	興事業団	務のうち、県の指定管理に係る収	づき管理運営に係る出納事務が適正に行わ
行わせて		入、支出、契約及び事業実施の各	れているか等に着眼して監査を行った。

いる団体		事務について、関係帳票及び証書	
		類等を調査し監査を行った。	
	社会福祉法人岩手県社会福祉事 業団	II	n .
	一般財団法人岩手県建築住宅セ ンター	n	n

- 2 監査の結果 以上の団体においては、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次の とおりである。
 - (1) 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 業務の委託に当たり、契約保証金を理由もなく免除しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - (2) 公益財団法人いわて愛の健康づくり財団 令和元年度正味財産増減計算書の作成に当たり、有価証券振替に起因した計上 誤りがあったので、適正な事務の執行に努められたい。